

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 394

2019年 10 月号 OCTOBER



今月のお知らせ

長崎県最低賃金 時間額 790 円 R1. 10. 3 発効

- 消費税率が 10% になりました
- 「一日公庫」 11月13日(水)開催 **申込受付中**
- 最低賃金が変わります
- はしやすめ ・ハロウィンの起源
- 税務まめ辞典 ・クレジットカードのポイント



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

消費税率が10%になりました



10月1日より消費税率が10%へ改定されました。今のところ大きな混乱は見受けられませんが皆さんの周りはいかがでしょう。

帳簿は税率ごとに分けて計上

消費税率10%引き上げと同時に軽減税率も適用されましたので、経理処理を行う際はどの税率なのかははっきり区分しておく必要があります。

『酒類・外食を除く飲食料品』と『定期購読契約により週2回以上発行される新聞』が軽減税率の対象となっています。軽減税率対象品目についてはレシートや領収書、請求書で区分されています。**区分がされていない場合はその場で確認して自社で記載事項を追加しておく必要があります。**

食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている『一体資産』については①税抜価格が1万円以下、②食品の価格の占める割合が2/3以上であれば全体が軽減税率の対象となりますが、基本的には領収書等で表示されている税率に従って経理処理することになります。

帳簿については売上、仕入や製造原価、一般管理費等それぞれを税率ごとに分けて計上する必要があります。特に9月～10月にかけてはどの税率なのかしっかりと確認しておきましょう。

一括値引きや販売奨励金の処理

飲食料品と飲食料品以外の資産を同時に購入し、割引券等の利用により一括して値引きが行われた場合は値引き額を合理的に区分する必要があります。値引きについては事業者の判断にゆだねられますので領収書等に記載されたとおりに処理しますが、値引き後の金額が明らかでない場合は比率で按分して区分することになります。

また、販売奨励金については請求書等で区分されていることが望ましいですが、**記載がない場合は相手先に確認し、売り手と買い手の税率を一致させておく必要があります。**

ただし、明らかに飲食料品に係る販売数量等に応じて支払われる販売奨励金等であれば軽減税率8%、販路拡大や委託販売に係る奨励金については10%の税率を適用することになります。

キャッシュレス決済の加盟店に支払われる補助の取扱い

消費税率10%引き上げに伴う需要低下の対策として、キャッシュレス決済額に対して最大5%をポイント還元する制度が始まりましたが、来年6月までの期限付きであることや制度の複雑さなどから中小企業での導入は伸び悩んでいます。

小売店等の加盟店事業者がクレジット会社に支払う手数料の1/3を国が負担しますが、基本的には入金時に雑収入で処理し、消費税は不課税となります。

当事務所の記帳料等変更のお知らせ

消費税率10%への改定に伴い当事務所の記帳料につきましても令和元年10月分より消費税率を10%へ変更することとなりました。

また、10月以降に発生する決算料やその他のサービス料金につきましても消費税率を10%に変更させていただきますのでよろしくお願いいたします。

親和銀行・長崎銀行をご利用の関与先の皆様につきましては自動送金の変更用紙をお送りしておりますので銀行印を押印のうえご返送をお願いいたします。

「一日公庫」11月13日(水)開催 申込受付中

- 場所 (株)鳴会計センター 1階会議室
- 申込 11月6日(水)までに当事務所・各担当に申し出て下さい

冬の賞与資金や年末に向けての資金繰り対策はもうお済みでしょうか? 「一日公庫」は、日本政策金融公庫が当事務所に出張して、申込者と貸付面談を行うものです。公庫が事前に審査できる期間を確保して**面談日に融資の可否を決定していただく関係で、皆様には早めの申し込みをお願いしております。**

現在、決算を2期以上終えられている事業所に対する5年以内の普通貸付の基準金利は、**担保提供がある場合は1.3%~1.9%、担保提供ができない場合の「担保を不要とする融資」については約2.3%**、その他にも**事業承継・集約・活性化支援資金0.9%~1.9%、女性・若者・シニア起業家支援資金1%台**などの融資があります。さらに**経営者の保証も避けたい場合は、「経営者の保証を不要とする融資」として、「すでに公庫と取引がある」「債務超過でない」「社長に対する貸付がない」「返済遅延がない」などの条件がありますが貸付利率に0.2%上乗せした経営者保証免除特例制度**もあります。

公庫からの融資は銀行と異なり保証協会へ支払う保証料がありません。銀行からの融資と比較する場合は保証料も含めたもので判断されると良いでしょう。

最低賃金が変わります



中央最低賃金審議会において地域別最低賃金が改定され、全国平均で時給27円引き上げられ、全国平均の時給は901円となり、東京都(1,013円)と神奈川県(1,011円)では初めて最低賃金が時給1,000円を超えました。

長崎県では28円引き上げで時給790円となり、4年連続の3%以上アップとなりましたが、全国では一番低く(他に14県が同額で並んでいます)首都圏との差はますます広がり、人口流出の懸念は拭えません。

長崎県の最低賃金は時間額762円から28円引き上げ

令和元年10月3日(木)より1時間**790円**となりました。(全国平均時給901円)

また、特定(産業別)最低賃金は以下のとおりです。

- ・はん用機械器具、生産用機械器具製造業 **861円**
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 **808円**
- ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 **861円**

日給や月給の場合の比較方法

- 日給の場合 日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 = 1時間当たりの賃金
- 月給の場合 月給 ÷ 1ヶ月の平均所定労働時間 = 1時間当たりの賃金

※上記の計算には各種手当も含まれますが、以下の手当は含まれません。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外や休日、深夜割増賃金
- ④ 精皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当

政府は「骨太の方針」で最低賃金を“早期に全国平均1,000円を目指す”としています。4年連続で3%以上の時給引き上げが行われたわけですが、その分を売上に転嫁できた中小企業が果たしてどれだけいたのでしょうか。

本来は労働生産性(労働者1人当たりで生み出した成果)によって決まるはずの賃金が、政府主導により恣意的に引き上げられることで事業が縮小し、廃業を余儀なくされる企業まで出てくる恐れがあります。

また、賃金の低い地方から高い首都圏への人口流出にますます拍車がかかるばかりです。最低賃金引き上げが“地方切り捨て”とならないように真剣に取り組んでほしいものです。

はしやすめ

ハロウィンの起源



10月に入りスーパーやコンビニでハロウィン関連の商品が店頭に並び始めました。昭和の時代ではあまり馴染みがありませんでしたが平成になり東京ディズニーランドやユニバーサルスタジオジャパンがハロウィンのイベントを開催するようになってから徐々に日本中に定着していきました。日本で行われているハロウィンではアニメやゲームのキャラクターに仮装するイメージ強いですが、元々は古代ケルト人が行っていた秋の収穫祭や悪魔祓いの儀式で、アイルランドやスコットランドから始まったといわれています。それから大勢の移民がアメリカに移り住んで広がっていきましたが、現在では宗教的な意味合いは薄れ、民間行事の一つとしてハロウィンパーティーが行われています。

古代ケルト人は11月1日を新年としていて、大晦日にあたる10月31日は死者の霊が家族に会いに来ると考えられており、同時に悪霊も一緒に来ると信じられていました。そこで、悪霊を追い払うためや仲間だと思わせるために悪魔や魔女の仮装をしたといわれています。

ハロウィンといえば、オレンジ色のカボチャを顔の形にくり抜いて中にキャンドルを灯したランタンの「ジャック・オー・ランタン」が有名ですが、これはアイルランドに住んでいた乱暴者で嘘つきの「ジャック」がハロウィンの夜に散々酔っ払い、悪魔に魂を取られそうになりますが、巧みに悪魔をだまして「魂を取らない」と約束させたために、死後、天国へも地獄へも行けず暗い道を彷徨うこととなります。ジャックは悪魔に灯りをくれと懇願し、地獄の小さな炎の火種を分けてもらい、近くにあったカブをくり抜いて作ったランタンがその由来とされています。それがいつしか魔除けとして飾られるようになりましたが、アメリカではカブに馴染みがなく、代わりにたくさん収穫されるカボチャが使われるようになりました。

「日本記念日協会」によると昨年のハロウィンの市場規模は約1240億円でバレンタインデー（1260億円）に匹敵する市場規模となっています。今年は消費税率10%への引き上げや韓国との関係悪化による訪日客の減少が影響し、推計市場規模は昨年より7%減の1155億円となる見込みです。

「トリック オア トリート」（お菓子が悪戯か）。せっかくのお祭りムードにお菓子ではなく水を差すことにならなければよいのですが。

税務まめ辞典

クレジットカードのポイント

法人や個人に限らずクレジットカードを利用することがあるかと思いますが、その際にポイントが付与され、貯まったポイントを利用して商品やサービスの提供を受けることができます。代金を支払うことなく商品やサービスの提供を受けることになるため、経済的利益にあたり課税が生じます。

個人の場合は通常「一時所得」となり、50万円の特別控除がありますのでほとんどの人は申告する必要はありません。ただし、個人事業として資産等を購入した際のポイントについては、その業務の付随収入に該当し、事業所得となります。（しかし、実際には事業用なのか個人的なものを区分するのは困難）

ポイントは有効期限等により失効する場合があるため、収入の計上時期はポイントが付与された時ではなく、ポイントが実際に使用された時点となります。

法人カードで貯めたポイントについては基本的には法人のものとなります。例えばポイントを使って事務用品等を受け取った場合の仕訳は事務用品費と雑収入の両方を計上することになります。

また、社長が法人のポイントを個人的に使用した場合は税務調査で「給与課税」を指摘される恐れがあります。

消費税については、ポイントの付与時及びポイントの利用時（景品交換時）は不課税となります。また、ポイントを利用して電子マネーや商品券に交換した場合も不課税となります。